

随意契約等見直し計画

平成22年4月

独立行政法人国立健康・栄養研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(61%) 11	(59%) 24,515	(83%) 15	(86%) 35,385
競争入札	(61%) 11	(59%) 24,515	(83%) 15	(86%) 35,385
企画競争、公募等	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(39%) 7	(41%) 16,810	(17%) 3	(14%) 5,940
合計	(100%) 18	(100%) 41,325	(100%) 18	(100%) 41,325

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額、割合は、四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	11	24,515
うち一者応札・一者応募	(45%)	(53%)
	5	12,998

(注) 上段() (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%)	(100%)
	5	12,998
仕様書の変更	1	1,541
参加条件の変更	4	11,457
公告期間の見直し	3	8,378
その他	0	0
契約方式の見直し	(0%)	(0%)
	0	0
その他の見直し	(0%)	(0%)
	0	0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%)	(0%)
	0	0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額、割合は、四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段() (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 監事監査による定期的な契約の点検の実施

監事による月次監査等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を含め契約全般の点検を実施する。

(2) 契約監視委員会による事前審査

契約締結が予定されている調達案件について、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。

(3) 随意契約等の見直し

平成21年度において、競争性のない随意契約は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第4項の規定に基づく財務諸表の官報公告1件のみ（他2件については、再リース等による少額随意契約へ移行）となっている。

なお、今後、一般競争入札になじまないと考えられる契約案件が発生した場合には、競争性を確保するため、平成21年11月に整備したマニュアルに基づく公募及び企画競争の実施を検討するなど、引き続き、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等での契約を実施し、随意契約の適正化に取り組む。

(4) 一者応札・一者応募の見直し

「1者応札・1者応募に係る改善方策について」（平成21年7月14日公表）に努め、十分な公告期間の確保、参加要件を緩和するなどの改善策を講じる。

また、やむを得ず1者応札・1者応募となった場合には、理由の把握に努め、可能な限り、原因に応じた改善策を講じる。